

指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者 (指定障害児相談支援事業者)

指定申請手続き等の概要

※ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者に係る手続き等は、指定特定相談支援事業者の取扱いに準じてください。

平成30年4月

熊本市障がい保健福祉課

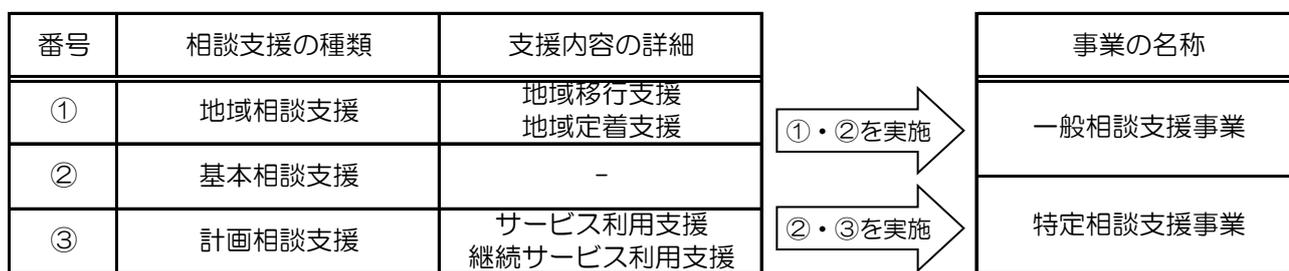
第1章 相談支援に係る概要

1・相談支援について

(1) 相談支援の概要

(法第5条)

- 法律上の「相談支援」とは、「基本相談支援」、「地域相談支援」及び「計画相談支援」をいい、その種類により対象者、相談の内容、便宜の内容等が異なります。
- 「地域相談支援」とは、「地域移行支援」及び「地域定着支援」をいいます。
- 「計画相談支援」とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいいます。
- 基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を「一般相談支援事業」といいます。
- 基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」といいます。



(2) 相談支援の種類等

(法第5条)

相談支援名	相談支援の内容
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を総合的に供与すること
地域相談支援	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与すること
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談その他の便宜を供与すること
計画相談支援	
サービス利用支援	介護給付費等又は地域相談支援給付費の申請に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定めた利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに利用計画を作成すること
継続サービス利用支援	支給決定障害者等が、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、一定の期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び障害者等の心身の状況、その置かれている環境、利用に関する意向等を勘案し、その結果に基づき、利用計画を変更するとともに関係者との連絡調整等を行い、又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと

2・相談支援事業について

(1) 相談支援事業の開始等

(法第79条)

- 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出て、一般相談支援事業及び特定相談支援事業（以下「相談支援事業」と総称します。）を行うことができます。
- 届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 相談支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出る義務があります。

(2) 相談支援事業の停止等

(法第82条)

市長は、相談支援事業を行う者が、市長が行う命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき等は、事業の制限又は停止を命ずることができます。

3・相談支援に係る費用の助成について

(1) 地域相談支援給付費

- 障害者は、地域相談支援の利用に係る費用の助成（給付）を受けることができます。
- この給付を「地域相談支援給付費」といいます。
- 市長の支給決定を受けた障害者が「都道府県知事等が指定する一般相談支援事業者」を利用した場合、地域相談支援給付費を支給します。

(2) 計画相談支援給付費

- 障害者又は障害児の保護者は、計画相談支援に係る費用の助成（給付）を受けることができます。
- この給付を「計画相談支援給付費」といいます。
- 次に定める者に対し、それぞれに定める場合に応じ、計画相談支援を支給します。

① 介護給付費等又は地域相談支援給付費の支給申請に当たり、サービス等利用計画案を求められた申請者

「市町村が指定する特定相談支援事業者」からサービス利用支援を受けた場合であって、申請に係る支給決定を受けた場合

② 介護給付費等又は地域相談支援給付費の受給者

「市町村が指定する特定相談支援事業者」から継続サービス利用支援を受けた場合

(3) 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

本市は政令指定都市のため、市内にある一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者に係る指定は、市長が行います。

- これまでの内容のとおり、相談支援の事業を開始しただけでは、その相談支援を利用する障害者等は費用の助成が受けられません。
- 利用者の負担が大きいため、指定を受けずに相談支援事業を行うことは、現実的に考えられません。
- 利用者が費用の助成を受けるためには、事業の開始等とともに、市長が行う「指定」を受け

第2章 相談支援事業者の指定

1・指定に係る申請等について

(1) 一般相談支援事業に係る指定の申請

(法第51条の19)

○ 指定は、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所ごとに行います。

※ 既に指定地域相談支援を実施している事業者であっても、新たに他の地域相談支援に係る指定を受ける場合は、申請が必要です。

○ 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。

※ 法第36条第3項が準用されますが、第4号及び第10号は除かれます。

法第36条第3項の号	内容
第1号	申請者が法人でないとき。
第2号	当該申請に係る一般相談支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
第3号	申請者が、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な一般相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
第5号	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第5号の2	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第6号	申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定一般相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。
第7号	申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定一般相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。
第8号	申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第9号	申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第11号	申請者が、指定の申請前5年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
第12号	申請者の役員等のうちに第5号、第6号、第8号、第9号又は前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

○ 指定の申請をする法人は、定款に、以下のとおり、相談支援事業を行うための適切な目的の記載が必要です。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ・ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、あわせて所轄庁にも確認を行ってください。

(2) 特定相談支援事業に係る指定の申請 (法第51条の20)

○ 指定は、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所ごとに行います。

○ 市長は、(1)の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。

※ 指定一般相談支援と同じ欠格事由が適用されます。

(3) 指定の更新 (法第51条の21)

○ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」と総称します。）の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失います。

○ 指定の更新申請は、(1)及び(2)の指定申請と同じ規定が適用されます。

2・指定相談支援事業者の責務について (法第51条の22)

指定相談支援事業者は、以下の責務を有します。

○ 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めること。

○ その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めること。

○ 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(1) 基準の制定主体

指定相談支援事業の基準は、厚生労働省令で定められています。

(2) 基準の遵守

- 指定相談支援事業者は、相談支援事業所ごとに、基準に従い、指定相談支援に従事する従業者を有しなければなりません。
- 指定相談支援事業者は、事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければなりません。

4・指定相談支援事業者における変更の届出等について

(法第51条の25)

- 指定相談支援事業者は、相談支援事業所の名称、所在地、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定相談支援事業者は、休止した指定相談支援を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。

※ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出の日前一月以内に相談支援を受けていた者であって、廃止等の日以後においても引き続き相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な支援が継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

5・指定相談支援事業者に対する指導、監査等について

(1) 指定相談支援事業者に対する指導

(法第10条)

① 指導の方針

法第10条第1項に基づく質問等により、指定相談支援事業者に対し、指定基準、報酬の算定基準等に規定する取扱い、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

② 指導の実施方法

ア 集団指導

一定の場所に集めて講習等の方法により、毎年度、定期的を実施します。

イ 実地指導

- 指定相談支援事業の事業所の実地において行います。
- 原則として、3年に1回を目安として実施します。

(2) 指定相談支援事業者に対する監査

(法第51条の27から第51条の30まで)

① 実地検査等

市長は、必要があると認めるときは、指定相談支援事業者に対し、以下の対応を行うことができます。

	内容
ア	報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。
イ	指定相談支援事業者、その従業者等に対し出頭を求めること。
ウ	本市職員に関係者に対して質問させ、相談支援事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

② 勧告

- 市長は、相談支援事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。
- 勧告を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

③ 命令

- 市長は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
- 命令を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

④ 指定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合には、指定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

	内容
ア	指定相談支援事業者が、指定欠格要件である第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。
イ	指定相談支援事業者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。
ウ	指定相談支援事業者が、相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
エ	指定相談支援事業者が、厚生労働省令で定める事業の運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
オ	地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。
カ	指定相談支援事業者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
キ	指定相談支援事業者、その従業員が、監査により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
ク	指定相談支援事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
ケ	指定相談支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
コ	指定相談支援事業者が、相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
サ	指定相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

⑤ 公示

市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。

	内容
ア	指定相談支援事業者の指定をしたとき。
イ	指定相談支援事業の廃止の届出があったとき。
ウ	指定相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第3章 指定に係る手続き等のご案内

1・指定申請

(1) 指定申請に係るスケジュール等

手順	内容	時期等	留意点等
①	事前相談	事業の開始予定日の2ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度概要を把握し、概ね、実施する相談支援事業の種類を決めたくうえで、ご相談ください。 ○ 相談日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。(096-328-2519) ※ 緊急時を除き、予約のない相談対応は行いません。
↓			
②	事前協議	事業の開始予定日の2ヶ月以上前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前相談の内容を踏まえて、指定申請書、添付書類等を仮で作成したうえで協議します。 ○ 協議日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。
↓			
③	申請	事業の開始予定日の1ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前協議の内容を踏まえて申請書を作成し、熊本市障がい保健福祉課へ1部提出してください。 ○ 事業の開始予定日の1ヶ月半以上前に必ず提出してください。 ※ 申請が遅れた場合は、当該遅れた日数に応じて指定開始日が遅れますので、あらかじめご了承ください。
↓			
④	申請内容の審査	原則として申請日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請を受理した後に、指定基準を満たしているか等を具体的に審査します。必要に応じ、実地で設備等を確認します。 ○ 人員、設備等の要件に不足がある場合、書類に不備がある場合等は、必要な準備、書類の修正等を行っていただきます。 ※ 当該修正等で時間を要した場合、指定開始日が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。
↓			
⑤	指定	事業の開始予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査の結果、指定基準を満たしていること等が確認できた場合は、指定を行います。 ○ 指定をした場合は、その旨を「熊本市公報」に掲載することにより、公示します。 ○ 申請者に対しては、指令書（申請に対する行政処分をお知らせする文書）を送付します。

(2) 基準等の一覧

指定相談支援事業者が満たすべき基準等の一覧を掲載するので、あらかじめ、ご確認ください。

① 指定一般相談支援事業者

番号	基準等の種類	略称	名称
①	平成24年厚生労働省令第27号	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
②	平成24年3月30日障発0330第21号厚労省障害保健福祉部長通知	指定基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
③	平成24年厚生労働省告示第124号	報酬基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
④	平成18年10月31日障発第1031001号厚労省障害保健福祉部長通知	報酬基準 留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

② 指定特定相談支援事業者

番号	基準等の種類	略称	名称
①	平成24年厚生労働省令第28号	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
②	平成24年3月30日障発0330第22号厚労省障害保健福祉部長通知	指定基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
③	平成24年厚生労働省告示第125号	報酬基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
④	平成18年10月31日障発第1031001号厚労省障害保健福祉部長通知	報酬基準 留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

③ 指定障害児相談支援事業者

番号	基準等の種類	略称	名称
①	平成24年厚生労働省令第29号	指定基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
②	平成24年3月30日障発0330第23号厚労省障害保健福祉部長通知	指定基準 解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
③	平成24年厚生労働省告示第126号	報酬基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
④	平成24年3月30日障発0330第16号厚労省障害保健福祉部長通知	報酬基準 留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(3) 指定申請に必要な書類等

- 本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- 指定申請書は、相談支援の種類及び相談支援事業所ごとに作成が必要です。
- ただし、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業者に係る申請のいずれか2以上を併せて行う場合は、一括した申請をすることが可能です。

※ いずれかの指定相談支援に係る指定を受けている者が、別の指定相談支援に係る指定を受ける場合は、申請が必要となります。

2・変更の届出

指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

3・休止の届出

必要な人員の要件を満たさなくなった場合等に一時的に事業を休止する場合であって、事業を継続する場合は、休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。本市ホームページに掲載している「休止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内に相談支援を受けていた者であって、休止の日以後においても引き続き相談支援の提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

4・再開の届出

休止した事業を再開する場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。本市ホームページに掲載している「再開届出書」を提出してください。

※ 休止する前の状況から変更がある場合は、変更の届出に必要な書類を添付してください。

5・廃止の届出

指定相談支援に係る事業を廃止する場合は、廃止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。本市ホームページに掲載している「廃止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内に相談支援を受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続き相談支援の提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

【問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号
熊本市役所 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 自立支援班
電子メールアドレス：shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp
電話番号：096-328-2519
FAX：096-325-2358